

2023年5月吉日

保護者各位

国士舘中学校・高等学校  
校長 岩淵 公一

### 新型コロナウイルス感染症に関する本校の対応について

新茶の候 保護者の皆様におかれましては、日ごろより本校の教育活動にご理解ご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、5月9日に標記につきまして、法人ならびに本校の対応について以下のように最終決定いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等に対する出席停止の期間は、「**発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで**」といたします。

#### 2. 施行期日

5月8日より施行いたします。

#### 3. 登校許可証明書について

- ・インフルエンザウイルス感染症および新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、**保健室で「登校許可証明書」を発行**します。そのため、出席停止期間が明けた日の朝は、必ず保健室へ立ち寄るようお願いいたします。各ご家庭で書類を準備する必要はありません。
- ・「インフルエンザウイルス感染症に関わる出席停止届」は廃止いたします。

#### 4. 留意事項

- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・インフルエンザウイルス感染症および新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症に罹患した場合は、医師記入の登校許可証明書が必要です（登校許可証明書はホームページよりダウンロードできます）。
- ・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなりましたので、行動制限およびその協力要請は行いません。
- ・新型コロナ感染症の疑いで病院を受診する場合、診断結果に関わらず「**受診日は出席停止扱い**」とします。受診しない場合や風邪と診断され、その後発熱や咽頭痛、咳等の症状で学校を欠席する場合は「**欠席扱い**」とします。その他、不明な点がある場合は、担任を通じて学校へご連絡ください。

以上

令和 年 月 日

保護者 様

国士舘中学校・高等学校 校長

出席停止のお知らせ

下記の生徒は、学校において予防すべき感染症に罹患しましたので学校保健安全法第 19 条の規定により、加療期間を出席停止扱いとします。

つきましては、下記登校許可証明書の作成を主治医に依頼し、学校に提出してください。

中・高 第 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 番  
生徒氏名 \_\_\_\_\_ 男・女

養護教諭

登 校 許 可 証 明 書

疾 病 名 \_\_\_\_\_

発 症 日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

登 校 可 能 日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から可

その他の指導事項 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名

医師氏名



\*許可が出たら速やかに登校し担任へ提出すること